

3 月 NEWS

【1】税務情報

先月に引き続き税制改正の大綱の内容をお知らせいたします。今月は資産課税の概要を記載致します

①事業承継税制の見直し

- ・災害時等における雇用確保要件の緩和。
- ・相続時精算課税制度との併用を認める。

②国外財産に対する相続税等の納税義務の範囲の見直し

- ・住所が一時的である外国人同士の相続等については、国外財産を課税対象にしない。
- ・相続人又は被相続人が 10 年以内に住所を有する日本人の場合は、国内及び国外双方の財産を課税対象とする。

③居住用超高層建築物に係る課税の見直し

- ・居住用超高層建築物に係る固定資産税の税額の按分方法を、最近の取引価格の傾向を踏まえたものに見直し。
- ・中小事業者等が取得する一定の機械・装置に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、地域・業種を限定した上で、その対象に一定の工具、器具・備品等を追加。

なお、記載内容は一部となりますので、詳細は、財務省ホームページの「平成 29 年度税制改正大綱」を参照されて下さい。

【2】2月の主な税務

2月の申告や提出の主なものは以下の通りですのでご確認ください。

提出期限	内容
3月10日	2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
3月15日	H28年分所得税の確定申告
	個人の青色申告の承認申請
	H28年分贈与税の申告
3月31日	個人事業者のH28年分の消費税の確定申告
	1月決算法人の確定申告
	1月、4月、7月、10月の決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
	法人、個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告
	7月決算法人の中間申告
	消費税の年税額が400万円超の4月、7月10月決算法人の3ヶ月ごとの中間申告
	消費税の年税額が4,800万超の12月、1月決算法人を除く法人の1ヶ月ごとの中間申告(11月決算法人は2ヶ月分)

【3】スタッフの一言

- ・日々の寒暖の差が激しく体調を崩しやすい季節です。しかし、個人の方の確定申告も佳境を迎える季節でもあるので踏ん張りどころです。
皆様も風邪などひかぬようお気を付け下さい。

武藤